



共同 NGO レポート



CEDAW 日本政府報告書審査に向けて

作成

- アイヌ女性会議メノコモシモシ
- アプロ・未来を創造する在日コリアン女性ネットワーク
- 部落解放同盟中央女性運動部
- 反差別国際運動 (IMADR)

連絡先: 反差別国際運動 (IMADR) (imadr@imadr.org)

2024年9月

活動

このNGO共同レポート提出4団体は、女性差別撤廃委員会の日本審査に2003年より具体的に関わりながら、マイノリティ女性が置かれている状況について国際および国内レベルで声をあげ、問題を可視化してきた。政府による実態調査が不在のなか、2004年には独自のアンケート調査を行い、報告書をまとめた。CEDAWをはじめとした国連人権機関の勧告を基に、政府や自治体におけるマイノリティ女性の政策に向けた提言活動を行なっている。

目次

<i>I. 2016年以降の特筆すべき動き</i>	3
1. マイノリティ差別に対する一連の法制定・施行	3
2. 政治家による差別扇動事件	4
3. コロナパンデミックとマイノリティ女性	6
4. 第5次男女共同参画基本計画（2020年）と困難女性支援法施行（2024年）	8
<i>II. 優先課題と勧告案</i>	9
1. マイノリティ女性に対する差別の効果的な対応と救済	9
2. 固定観念、偏見、有害な慣行	11
3. マイノリティ女性への差別が教育に及ぼしている深刻な影響	13
4. 雇用・就労における差別と貧困	15
5. 複合差別の認識と適切な対応	18

I. 2016年以降の特筆すべき動き

1. マイノリティ差別に対する一連の法制定・施行

2016年6月4日、「ヘイトスピーチ解消法」が施行された。2000年代後半以降、在日コリアンを中心に、マイノリティを侮辱し憎悪を煽る言葉で攻撃する集会やデモが増加した。さらに、ソーシャルメディアの利用拡大とともに、オンラインでのヘイトスピーチも深刻さを増した。教育啓発を目的とするこの法律は、禁止や罰則および救済に関する規定はなく、ネット上のヘイトスピーチは対象範囲にしていない。名指しされ執拗なヘイトスピーチの攻撃を受けた数人の在日コリアン女性たちは、脅迫罪や名誉毀損など異なる罪状のもと法廷で闘って勝訴した。さらに、法律の対象は本邦外出身者であるため、アイヌ民族、被差別部落民、琉球沖縄出身者に対するヘイトスピーチは対象外となる。禁止、罰則、救済の条項をもたせ、人的な対象範囲を限定しない実効性のある法律が必要である。施行5年後の見直しについては行われなかった。

2016年12月16日、「部落差別解消推進法」が施行された。この法律は、部落差別が今も存在することを認め、部落差別は許されないという認識のもと、差別解消に向けて国および自治体が、相談体制の充実、教育・啓発の推進、実態調査の実施の責務を負うと規定している。この法律にも禁止、罰則および救済規定はない。さらに、部落差別とは何かという定義もされていない。この法律のもと2019年に実態調査が行われたが、一般市民を対象にした部落に関する意識調査に限定されたものであった。ネット上における被差別部落民や被差別部落地区を特定する執拗なアウティング行為に対して、「差別されない権利」の侵害であるとして女性も含み被害者たちが集団で提訴をした。その主張は2023年東京高等裁判所で認められたが、最高裁に上告が行われ、現在係争中である。

2019年4月26日、「アイヌ施策推進法」が施行された。同法第4条は、「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」としているが、そうした行為に対する罰則規定や被害の救済規定はない。2007年の国連先住民族の権利宣言の採択に続き、日本政府は、2008年、アイヌ民族を日本の先住民族であると認めた。2019年の新法はアイヌ文化の振興とその文化の継承者を支えることを目的とするもので、アイヌが有する先住民族としての権利を認める条項はなく、「アイヌ先住民族」という言葉もない。アイヌ民族の自己決定権や土地や資源に対する権利についても認めていない。

これら3つの個別法に共通しているもう一つの重要な問題点は、いずれの法律も差別への対応を目的にしているが、国際社会で広く認められている「複合差別」の視点が欠如していることである。

2. 政治家による差別扇動事件

2016年2月16日のCEDAW日本政府報告書審査を傍聴参加したM.S.氏（元衆議院議員（当時））は、その直後、自身のブログに審査に関する記事を投稿した。記事は、民族服を着て傍聴参加をしていたアイヌ女性と在日コリアン女性を侮蔑するものであった。さらに、アイヌ女性とコリアン女性を盗み撮りした写真を記事に掲載した。ブログ記事の一部を紹介する。

【日本国の恥晒し】・・・国連の会議室では小汚い格好に加え、チマチョゴリやアイヌの民族衣装のコスプレおばさんまで登場。完全に品格に問題があります。・・・とにかく、同じ空気を吸っているだけでも気分が悪くなるくらい気持ち悪く、国連を出る頃には身体に変調をきたすほどでした。・・・ハッキリ言います。彼らは、存在だけで日本国の恥晒しです。

記事は、数十万いると言われているM.S.のフォロワーの支持をうけ、広く拡散されることになり、その後2023年に削除されるまで掲載された。投稿当初より、アイヌ女性と在日コリアン女性たちは、報復を危惧し沈黙を守った。

2022年11月、第210回臨時国会中に、このブログ記事が差別であるとして、複数の野党議員がいくつかの国会委員会で取り上げ、記事を書いたM.S.（2017年より自民党衆議院議員、2022年第2次岸田内閣で総務大臣政務官に任命）、総務大臣、法務大臣、総理大臣等に質問を行った。任命権者である総理大臣はM.S.を政務官から解任せず、後日M.S.が辞職を申し出て受理された。国会質問では、総理大臣および関係大臣、そして政務官M.S.も、その行為を「差別」あるいは「ヘイトスピーチ」として認めることはなかった。M.S.は現在も国会議員である。

2023年2月、反差別国際運動は当事者であるマイノリティ女性たちとともに、M.S.による被害者への直接の謝罪および、その行為をヘイトスピーチと認めるよう求めた52000筆の署名付き要請文を、法務省人権擁護局に直接提出した。総理大臣およびM.S.にも同じく署名付き要請文を送った。これら一連の要請行動に対しても、政府は具体的な対処をとることはなかった。

2023年2月および3月、コリアン女性そしてアイヌ女性はそれぞれ、管轄の地方法務局に人権侵犯認定の申告をした。数カ月後の2023年9月、10月、いずれの事案も「人権侵犯があった」と認定された（ヘイトスピーチであるという認定はなかった）。そして、M.S.に対して啓発や説示が行われた。

2023年当時、アイヌ施策推進法が施行されずすでに4年経過しており、法務省によるM.S.への説示にもアイヌ伝統文化の尊重を促すことが含まれていたが、この侵犯認定が広くメディアで報じられていくなか、M.S.は人権侵犯制度の正当性に疑義を唱え、アイヌ民族の尊厳を傷つけるメッセージをソーシャルメディアなどを通して発信し続けた。

人権侵犯が認定されたことにより、該当するブログ記事の削除は行われたが、ミラーサイトやそれを引用したソーシャルメディアは対象とされていないため、問題の記事がネット空間から完全になくなったわけではない。

3. コロナパンデミックとマイノリティ女性

2020年2月頃より日本においてもCOVID-19の感染拡大が始まった。時間の経過とともに、学校や職場を含むさまざまな社会活動の場が停止し、それによる有形無形の影響が社会全体に及んだ。また、感染者や感染源に関して根拠のない差別的な情報がネット空間を中心に広がった。部落、在日コリアン、アイヌ女性たちもパンデミックの影響から免れることはなかった。いくつか判明した影響について、マイノリティ女性の視点より以下、報告をする。

■2021年4月、部落解放同盟大阪府連合会は、同盟員と18歳以上の同居者計5,301人(回答数4,462)に「コロナ禍における暮らしアンケート」を行い、女性から得た回答結果を考察した。その一部を以下に紹介する。

ステイホームによる課題が集積する「女性」

- ✓女性の47.1%が65歳以上の高齢者で、男性の割合より高い。
- ✓働いている女性(51.6%)のうち、50.2%が非正規雇用。
- ✓女性の主な収入源は、男性と比して給与が少なく年金・恩給が多い。
- ✓就業日数が減った女性は40.7%で、男性より4.7ポイント多い。
- ✓コロナ禍による不安やストレスは男性より女性の方がやや多く感じている。
- ✓「家事の負担が増えた」女性は26.7%で、男性より7.0ポイント多い。
- ✓女性は友人などとの交流が減少し、孤独感が増している。

これまでの私たちの運動は、地域コミュニティを基盤にして、「話すこと」「集まること」「訪ねること」を中心に組み立てられてきた。これらの手法がコロナ禍の「フィジカル・ディスタンス」や「三密回避」などで否定された。社会では「テレワーク」や「リモート授業」などの構造転換が進められるきっかけにもなったようであるが、義務教育を受けることができなかった恒例部落女性が多数居住する地域コミュニティにこの手法ができないことは明らかであるし、社会でこれらの転換が進めば進むほど、地域住民は取り残される結果となった。コロナ禍において労働環境が激変したことから、母子世帯を中心とした非正規雇用に問題が集中的に表れている現実も見えてきた。

■アプロ・未来を創造する在日コリアン女性ネットワークは、第3回在日コリアン女性実態調査を実施した。2020年12月～2021年4月の期間、調査票1,157部を配布し、553部を回収した。調査分野の一つである「新型コロナウイルス感染拡大が仕事や生活に与えた影響について」の回答をもとにした主催者の「まとめ」を以下、共有する。

在日コリアン女性は、民族差別、外国人排除がそもそも是正されていない日本社会のなかで、

コロナ禍を迎えることになった。不安や懸念は現実化された差別や排除によって増幅され、女性であることによる負担がそこに覆いかぶさる。コロナウィルス感染拡大とその防止のための数々の規制や自粛は、日本社会に生きる女性たち全体に雇用や生活の面で影響を及ぼし、在日コリアン女性も同じくその影響を受ける。そしてここに民族差別が加わる。在日コリアン女性の間にも様々な違いがあり、それは「格差」となって表れているのかもしれない。不安や懸念を感じない人、抱かずに済む人、そこから逃れる術を持っている人がいる一方で、困難の「沼」にはまって抜け出すのが難しい人もいる。この問題に対処するためには、民族差別も女性差別も同時に扱うことが必要不可欠である。

■ コロナ禍における緊急学生学費支援における規制や排除

4人の国連人権専門家¹は、2021年2月19日付で日本政府に共同書簡²を送り、「コロナ禍における緊急学生学費支援」(2020年5月に文科省が開始)の申請において、外国人留学生だけに追加の条件を課したり、朝鮮大生を対象から除外したりすることは、日本が加盟する経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約や人種差別撤廃条約に違反するのではないかという懸念を表明した。書簡では、日本政府に対して、当該問題に関して政府がとっている措置についての詳細な情報の提供などを求めた。それに対して日本政府は2021年4月19日付で回答³を提出した。

¹ 4人の国連人権専門家(人種差別に関する特別報告者、教育の権利に関する特別報告者、移住者の人権に関する特別報告者、マイノリティの権利に関する特別報告者)

² <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=26027>

³ <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadFile?gId=36145>

4. 第5次男女共同参画基本計画（2020年）と困難女性支援法施行（2024年）

■ 2020年12月25日、第5次男女共同参画基本計画が閣議決定された。[英語版はこちら](#)。

第6分野：貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備では、マイノリティ女性に関して、次のように計画が示されている：

エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる。さらに、学校における性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。

上記にあるように、複合的に困難な状況に置かれている人々（注：マイノリティ女性）に関して、①実態把握に努める、②人権侵害の事案は調査救済活動を行う、③相談員の専門性の向上を図る、④児童生徒の支援体制を整備する、とされている。しかし、これら計画に基づく措置に当事者はどのようにアクセスできるのか、実際にどのように使われ、どのような結果をもたらしているのかなど、情報は公開されていない。またこれら計画は、マイノリティ女性が直面してきた「複合差別」について言及していない。

■ 2024年4月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。

いわゆる「困難女性支援法」と呼ばれるこの法律は、「日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的」としており、「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう」、と定義している。マイノリティ女性の直面する問題の対処にどう適用できるのかについては当事者を含めたさらなる考察が必要である。

II. 優先課題と勧告案

1. マイノリティ女性に対する差別の効果的な対応と救済

LOI： パラ 2 立法の枠組みにおける差別の定義、
パラ 4 マイノリティ女性に対するヘイトスピーチ及び差別の禁止

条約： 第 1 条、第 2 条

勧告案：

- 1) 日本政府は、マイノリティ女性に対する複合差別も含むさまざまな形態の差別とその結果に対応する包括的反差別法を制定すること。
- 2) 日本政府は、包括的反差別法の実施に欠かせない独立した国内人権機関を設置すること。
- 3) 現行の個別 3 法の運用を見直し、これら複合差別に効果的に対応をするよう改善すること。

現状と問題点：

1) マイノリティ女性に対するヘイトスピーチと現行法

I. 1. で詳述したように、特定の在日コリアンの女性に対して、個人名を挙げて執拗にヘイトスピーチを繰り返す事件があった。これら女性たちは、マイノリティの権利と尊厳のために行動したことで、ほぼ男性が占めると思われるレイシストたちの攻撃にさらされた。在日コリアンであり女性であるということが、レイシストたちの憎悪をさらに煽ったと考えられる。そのうちの一人であるジャーナリストの L. S. H. さんは、民族差別とジェンダーに基づく差別の両側面からヘイトスピーチの攻撃を受け、加害者である団体とその代表である男性に対して民事訴訟を起こした。2017 年 6 月の二審で大阪高裁は「人種差別と女性差別の複合差別である」として訴えを認め、2017 年 11 月の最高裁では高裁判決を認める決定が出た。日本の裁判で複合差別が認められたのはこれが初めてである。

処罰や救済規定が欠如している。「ヘイトスピーチ解消法」はもっぱら啓発によりヘイトスピーチに対処することを目ざしているため、個人的にヘイトスピーチの攻撃を受けた被害女性たちは、名誉毀損や誹謗中傷を理由に民事訴訟を起こし、処罰や救済を求めてきた。

同法は、主に 3 つの点で適用範囲を限定している。まず、差別的言動の理由を「本邦外出身者であること」に限定しており、そうした言動が対象者の有するジェンダー、障害の有無、その他の理由と絡みあい複合差別を形成することを考慮していない。同法はまた、その対象範囲を「本邦外出身者」に限定したものであり、実際にヘイトスピーチが向けられている、アイヌ民族、被差別部落、琉球沖縄などは、その範囲に含まれない。さらに、この法律は今もっとも深刻で規模が計り知れないオンライン上のヘイトスピーチには対応していない。

同法の実施として法務省や文科省はヘイトスピーチをなくすための啓発プログラムを進めている。しかし、複合差別の視点は含まれていないし、被差別部落やアイヌ民族、琉球沖縄を理由にした差別的言動

も含まれていない。

2) 「部落差別解消推進法」と「アイヌ施策推進法」

2023年6月に東京高裁は原告が主張する「差別されない権利」を認めた裁判（詳細はI.1.を参照）が示すように、アウトティングと呼ばれる被告のこの行為は、とりわけ、インターネット時代において深刻な人権侵害につながる。ネット上で名前を出された部落女性たちは、この行為に恐怖を覚え、安心して暮らす権利を脅かされた。

「アイヌ施策推進法」第4条には、「アイヌの人々への差別を行ってはいけない」と明示されている。しかし、それを違反した場合の罰則や救済については規定されていない。この法律のもと、2017年、北海道庁は道内の63自治体5,571世帯13,118人のアイヌ民族を対象に実態調査を行った。この結果は公表されているが、性別での比較は行われていない。質問の一つに、「複合差別をうけたことがあるか？」があり、「受けたことがある」は5.7%、「受けたことがある人を知っている」は4.6%である。アイヌであること以外の差別の要因については、「経済的要因」が64%、「性別」が22%、「障害」が15%、「その他」が12%であった。報告書では、複合差別に関する考察は行われていない。

3) 差別の認定、処罰、救済の不在

アイヌ女性および在日コリアン女性たちを盗み撮りした写真を付けて、自身のブログに、揶揄、中傷する記事を書き、7年間掲載を続けたM.S.（現国会議員、当時は一般人）に対して、政府は「人の心を傷つける言動はあってはならない」という答弁しかせず、現行の法律や政府の啓発事業を引用して、「ヘイトスピーチ」である、「アイヌ民族差別」であるなどの確認は行わなかった。現行法のもとでは「差別」の認定、処罰、そして救済は不可能である。また、民事訴訟を起こすにはさまざまな条件から困難であった。そのため、在日コリアン女性は2023年2月に、アイヌ女性は同年3月に、それぞれ地方法務局に人権侵害を申し立て、同局は同年9月と10月に、申立人が主張する人権侵害があったことを証明した。それでもM.S.はアイヌ民族を誹謗中傷するメッセージを発信し続けている。

以上、これらは、マイノリティ女性に対する複合差別も対象にした包括的反差別法制定と、差別や人権侵害の調査、認定、救済へのアクセスに誰もがアクセスができる機能をもつ国内人権機関の設置の必要性を裏付けている。

2. 固定観念、偏見、有害な慣行

LOI： パラ 8 固定観念と有害な慣行

条約： 第 5 条、第 16 条

勧告案：

- 1) 締約国は、社会に根強く残るジェンダーや民族的・社会的出身に関する固定観念をなくすための人権教育のプログラムを構築し、学校および社会で推進すること。
- 2) 締約国は、日本の著しいジェンダーギャップを解消するために、積極的な措置を策定し、あらゆるレベルでとること。

現状と問題点：

a) マイノリティ女性に対するヘイトスピーチの集中攻撃

2013 年に拷問禁止委員会は、当時の首相や自治体首長による『慰安婦』問題や軍事性奴隷を否定する発言に懸念を示し、締約国日本に適切な措置を促す勧告を出した（2013 年 CAT/C/JPN/CO/2）。しかし、日本は「国連勧告に従う義務なし」という閣議決定を行い、対応をとることを拒否した。これは、女性の尊厳を否定し性暴力を公然と認めるに等しい行為であり、韓国に強い反感をもつ者たちの人種差別的言動にお墨付きを与えることになった。植民地時代から引き継いだ韓国・朝鮮蔑視と、家父長制社会に根付く女性蔑視の態度が相まって、声をあげる在日コリアン女性に対するバッシング（主にメールレイシスト）は在日コリアン男性に対するそれより容赦がない。

在日コリアン女性だけでなく、他のマイノリティ女性もヘイトスピーチに苦しめられている。M. S. のブログ記事に民族衣装姿の写真を掲載されたアイヌ女性 R. T.（詳細は I. 2. を参照）は、「議員の差別に屈しない」と毅然とした態度でメディアの取材に応じた。それに対して、ネット上では、R. T. への攻撃やアイヌ民族の文化や歴史を貶める投稿が激増した。R. T. 以外にも、アイヌであることを誇りに発言する女性アーティストに対し、憎悪に満ちた投稿が集中している。ウポポイ（アイヌ民族共生象徴空間）の設立など、アイヌ民族の歴史と文化の保護を進めている政府は、現職国会議員の偽情報を明確に否定し、正しい知識を広めるべきである。それが先住民族アイヌに対する偏見や差別意識をなくしていくことになる。

b) 部落女性が直面する結婚差別

法務省人権擁護機関が 2017 年にうけた実社会での部落差別に関する人権相談の総件数は 377 件で、結婚や交際に関する差別（結婚差別）が 53 件（14.1%）、雇用差別が 8 件（2.1%）、差別落書き 58 件（15.4%）、特定個人への誹謗中傷 68 件（18%）、その他 190（50.4%）であった（オンラインは別）。「結婚差別は結婚に際して、相手方の家柄、社会的地位、学歴、障害の有無、民族の違いなどによって、反対もしくは解消する（させる）行為である。結婚した場合も反対や妨害が続き、破綻に追いやる場合もある。反対の行為をする者は、結婚当事者の場合もあるが家族や親せきなど第三者の場合が少なくない。」（部落解放・人権研究所「部落問題・人権辞典」より）

内閣府は 2022 年の世論調査で、部落差別を知っている人（1,364 人）に、部落差別に関し体験したことや見聞きしたことで、人権問題だと思ったことに何があるかを聞いたところ、「交際や結婚を反対されること」を挙げた人が 40.4%と最も高かった。現在も部落差別が存在するのは、どのような理由からだと思うかを聞いたところ、「昔からある偏見や差別意識をそのまま受け入れる人が多い」は 60.9%と最も高く、以下、「部落差別の知識がない、無関心」（43.8%）、「教育や啓発が不十分」（27.6%）、「インターネットなどでの差別意識の助長」（25.9%）の順となっている。

「家系を汚す」という誤った悪しき固定的な考えのもと、部落民との結婚が忌避されてきた。旧来の家制度のもと、「嫁ぐ」部落女性はこれら固定観念の有害な慣行の被害者である。

c) 在日コリアンが直面する困難

アプロが 2020 年 12 月～2021 年 4 月にかけて行った第 3 回在日コリアン女性の実態調査（回答数 553）によれば、回答数の 70%は本名（民族名）を名乗ることで就職や入居での差別につながることを懸念している。本名（民族名）に関する在日コリアンの生きづらさは、マジョリティである日本人の無知・無理解からきていると調査は結論している。

3. マイノリティ女性への差別が教育に及ぼしている深刻な影響

LOI： パラ 17 教育

条約： 第 10 条、第 13 条

勧告案：

- 1) 締約国は、マイノリティコミュニティに対する差別や女性へのステレオタイプが教育に及ぼしている影響を把握する調査をさまざまな側面から行うべきである。
- 2) 締約国は、マイノリティ女性の教育へのアクセスを保障するために、現行の男女共同参画基本計画のもと、貸与式の奨学金制度を給付式に変更するなどの具体的な措置をとるべきである。
- 3) 締約国は、就学支援プログラムが朝鮮高校生徒にも適用されるよう、直ちに審査基準変更の措置をとるべきである。
- 4) 締約国は、UNESCO 教育差別禁止条約を批准すべきである。

現状と問題点：

a) アイヌ女性と教育の機会

和人による侵略のもと同化政策を強いられたアイヌ民族の間には男尊女卑や家父長制度が浸透し、アイヌ女性から教育の機会を奪ってきた。それは女性たちの就労やさらには生き方にも影響を及ぼす。

経済的な事情で進学を断念せざるをえない子どもたちがいる。北海道庁は道内に居住する「アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度」を設けている。しかし、これは無利子ではあるが貸与式で、学業修了後 20 年以内に全額を返済しなくてはならない。さらに、借りるにあたっては連帯保証人をつけなくてはならない。アイヌの子どもたちの学びの意欲にこたえているとは思えない。

2017 年、北海道庁が行った道内のアイヌ民族の実態調査によれば、「いくぶん向上したとはいえ、アイヌ居住市町村全体の大学進学率とはいまだに 12.5 ポイントの差がある」。また、アイヌの子どもたちの大学・短大への進学率は 33.3 % で、文部科学省が同年に発表した全国平均値と比較すると 20 % 以上の大きな差があることも明らかになった。これらの結果は、政府による積極的な支援の必要性を示している。

b) 部落女性と学びの機会

子どもの頃からの部落差別により不安定就労にしかつげなかつた親は、経済面での負担を避けるために、とくに女子への教育を後回しにしてきた。読み書きが当たり前の社会でありながら、学習の機会が保障されないために、読み書きに不自由をする高齢・若年の部落女性がいる。

2003 年に「同和对策事業特別措置法」が失効し、奨学金制度も終了したため、部落民、とくに女子の進学がより難しくなっており、給付式の奨学金制度が必要である。さらに、非識字の高齢者がデジタル化についていけない状況がある。

c) 公的支援からの朝鮮学校の排除と教育の権利

2010年に始まった政府の高校就学支援金制度から朝鮮学校は除外されたままであり、自治体による朝鮮学校への補助金事業から多くの自治体が撤退した。政府は、政治・外交的な理由で除外したにもかかわらず、教育の権利を子どもから奪うことへの懸念を示す国連条約諸機関に対しては、「審査基準に適合していない」と弁明を行ってきた。朝鮮高校は全国5カ所で就学支援金除外に対して国を相手に訴訟を起こしたが、いずれも敗訴した。さらに幼稚園保育所の授業料無償化（2019年施行）においても各種学校認可を理由に朝鮮学校付属幼稚園は排除されている。2023年に施行された「こども基本法」は、「すべての子どもの基本的人権が保障され、差別的取り扱いを受けることがないようにする」ことを目指している。

これら一連の差別的取り扱いにより、保護者たちは子どもを朝鮮学校に通わせることができない状況に追い込まれている。この「上からのヘイト」は、在日コリアンに対するヘイトスピーチやヘイトクライム、暴力行為、ハラスメントを増長させている。

在日コリアンの学生を対象とした調査(2021年)⁴によると、回答者の約3割が言葉による嫌がらせを、約4割が差別的処遇を経験している。そしてインターネットやヘイトデモ街宣を通じた差別的言動は約7割が経験している。さらに、男性よりも女性の方が、言葉による嫌がらせを経験しており、その受け止め方においても女性の方がより不快感、不安、恐怖を感じたことが明らかになった。

⁴ 朝鮮奨学会 2021年「韓国人・朝鮮人生徒学生の嫌がらせ体験に関する意識調査」『セフルム』第27号。

4. 雇用・就労における差別と貧困

LOI： パラ 19 雇用

条約： 第 11 条、第 13 条

勧告案：

- 1) 締約国は、マイノリティ女性の就労や社会保障に関する実態を把握し、男女共同参画基本計画に反映させるべきである。
- 2) 締約国は、多くの女性を含む資格のある定住外国人が公務部門においてもその力を発揮できるよう、国籍条項の廃止を検討すべきである。
- 3) 締約国は、マイノリティ女性を含む社会的に周縁に追いやられた人びとの社会保障へのアクセスを容易にするように手続き等を変更すべきである。
- 4) 締約国は、ジェンダー・民族・社会的出身などに基づく職場でのハラスメントに対応すべく、ILO190 号条約（仕事の世界における暴力・ハラスメント撤廃条約）を直ちに批准すべきである。
- 5) 締約国は、ILO 100 号条約（同一賃金・同一労働）も直ちに批准すべきである。

現状と問題点：

a) 在日コリアン女性の雇用と生活実態

低い世帯年収

出入国管理庁が行った 2022 年度 在留外国人に関する基礎調査⁵によると、在日コリアンのうち、世帯年収が 100 万円未満の貧困層は 16.7%にのぼり、これは厚労省が発表した同年度の国民生活基礎調査が示す 6.7%（全世帯の内に占める 100 万円未満の世帯）と比較し 2 倍以上⁶である。在日コリアンと日本人との経済格差は、依然として解消に至っていないことを示している。

不安定で低賃金の労働に従事

2020 年度国勢調査の就業状態等基本集計を見れば、在日コリアン女性の多くは、不安定かつ低賃金が集中する非正規雇用・家族従業に従事していることがわかる（在日コリアン女性：65.37%、日本人女性：57.64%、在日コリアン男性：27.28%）⁷。その背景には、雇用における性差別に加え、在日コリアンであるために官・民両部門において就職の機会均等を奪われてきたという現状がある。

低い年金受給率と高い生活保護の率

非正規雇用・家族従業は厚生年金の適用事業にならない場合が多く、在日コリアン女性にとっては生涯

⁵ <https://www.moj.go.jp/content/001378387.pdf>（47 頁、図表 26）

⁶ 2022 年 国民生活基礎調査（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/03.pdf> (p.10)

⁷ 令和 2 年国勢調査「就業状態等基本集計（第 6 0 - 1 表） https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000032201511

貧困から抜け出せない要因となる。全国で最もコリアンが集住する地域（大阪市生野区）で行われた大阪
市立大学（現、大阪公立大学）の調査（2020年発表）によると、在日コリアン高齢者の相対的貧困率（所
得122万円以下）は73.1%と極めて高く、かつ、主要な収入源を「年金」と回答した在日コリアン高齢
者は27%にとどまり、同地区の日本人高齢者の67%の半分以下であった。

2020年度被保護者調査と同年の国勢調査から得られるデータも、在日コリアンの高齢者の貧困を示し
ている。世帯主が韓国・朝鮮籍である場合、生活保護の被保護率は全世帯平均よりも5倍高く、65歳以
上の単身世帯についても4倍以上であり、在日コリアン高齢単身世帯のうち55%が生活保護の被保護者
であることを示している。留意すべきは、在日コリアンを含む定住外国人は生活保護を申請することは
できるが、日本国籍者とは異なり、生活保護の受給は権利として認められておらず、自治体が支給対象外
だと判断した場合は不服申し立てができない。

「当然の法理」の名のもとでの排除

日本政府は、「当然の法理」という明文化されていない論理を駆使し、「国籍条項」のもと外国籍者（実際
には在日コリアン）を公務就任の機会から排除してきた。公務就任において国・自治体レベルで課せられ
てきた国籍条項は、時の経過とともに一部撤廃されてきたものの、現在も、公立学校（大学は除く）の管
理職、地方自治体の管理職を含む多くの職種、裁判所の調停委員、司法委員、裁判官、警察官、自衛官、
消防士に、在日コリアンは就けない。公立学校の教員になってもその身分は「常勤講師」であり、同僚の
日本人教諭の生涯賃金とは1000万円以上の格差が生じる。これまで女性を含む在日コリアンの教員、公
務員、弁護士は公務就任を認める訴えを起こしてきたが、裁判所は「当然の法理」を盾にその扉を閉ざし
ている。外国籍者の公務就任権の問題は、2018年に人種差別撤廃委員会⁸および2022年に自由権規約委
員会⁹がそれぞれ勧告を出しているが、政府はそれらを実施していない。

b) アイヌの就労と生活実態

2017年に北海道庁が行った「北海道アイヌ生活実態調査」（63市町村、5571世帯、13,118人）によれば、
年間世帯収入が200万円以下は19.6%、公的年金受給世帯は80%（高齢世帯を表している）であった。
産業別就業者は、第一次産業が35.9%、第三次が35.3%、第二次が17.9%と続く。アイヌ女性の就労実態
に関する調査は行われていない。

2023年、国連ビジネスと人権作業部会はその日本公式訪問において、アイヌ民族に関する聞きとり調
査も行った。2024年6月に発表された同作業部会の日本訪問報告¹⁰は、パラ43で、「国立アイヌ民族博物
館・民族共生公園でアイヌの労働者が直面している人種的嫌がらせや心理的ストレスに関する報告に懸
念する。」としており、博物館で働くアイヌの職員（多くは女性）に対する来館者のハラメントを指摘
している。また、北海道庁によるアイヌ民族に関する調査は、北海道内に限られており、全国で生活する

⁸ CERD/C/JPN/CO/10-11

⁹ CCPR/C/JPN/CO/7

¹⁰ <https://undocs.org/en/A/HRC/56/55/Add.1>

アイヌ民族の存在が可視化されていないため、国勢調査を通してアイヌ民族出身者の実態を全国的に把握するよう促した。

c) 部落女性と社会保障（年金・生活保護）に立ちほだかる壁

非正規労働と家内事業従事によって、低所得のために国民年金を支払えなかった部落女性は、受給年齢になっても年金を受け取ることはできない。あるいは受給資格があっても低額であり、年金だけでは生活ができない人がいる。

部落女性がアクセスできるもう一つの社会保障は生活保護である。しかし、生活保護の申請をすれば、役所はまず申請者の親族に扶養照会をするため（家族で助けることができないのかを確かめるため）、申請自体を躊躇する人もいる。さらに、生活保護世帯の子どもが大学に進学する場合、子は親から世帯分離をして保護対象から外れ、自力で生活費を稼ぎ、奨学金をえるなどしないとイケない。

生活保護申請時の扶養照会や大学進学するための世帯分離を廃止することや、圧倒的に女性が多い一人親家庭や低所得の高齢者に、ディセントライフを保障する公助の仕組みが必要である。

5. 複合差別の認識と適切な対応

LOI : パラ 23 農村女性と不利な立場に置かれている女性の集団

条約 : 第 2 条 差別の撤廃 第 3 条 適切な措置

勧告案 :

- 1) 締約国は、マイノリティ女性の実態調査を早急に行うべきである。
- 2) 締約国は、男女共同参画基本計画のもとでの国および地方レベルにおける実施評価および計画策定に、マイノリティ女性の意見が反映されるよう確保すべきである。

マイノリティ女性の実態調査の必要性、基本計画の立案や見直しへの参加

第 5 次男女共同参画基本計画第 6 分野は「さまざまな困難を抱える女性」への対応を以下のように明記している（詳細は I. 4 を参照）：

エ. ① 可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる。

- i) 上記基本計画のもと、政府は「可能なものについては実態の把握に努め」ではなく、マイノリティ女性が置かれている実態の把握を異なる側面から行うべきである（前述の教育、雇用、被差別体験など）
- ii) 以下の 2 つの証言が示しているように、法務局の人権相談および地方自治体の人権相談・DV 相談の相談員の研修について、マイノリティ女性による経験や知識から学ぶことも考慮に入れるべきである。
 - アプロ女性ネットの 2016 年の調査によれば、在日コリアン女性回答者 888 人のうち、職場で民族 差別や女性差別をうけた時の相談先に公的機関はなかった。
 - アイヌ女性で DV 被害について他者に相談した割合は非常に少なく、公的機関・行政機関に相談へ行ったと回答したアイヌ女性はほとんどいなかった。（2005 年独自調査）
 - 部落女性で DV 被害の際に公的機関に相談した人は、2%にすぎず、被害者の 20 % は地域コミュニティに支えられていた。（2002 年独自調査）
- iii) 男女共同参画社会基本法のもと、地方自治体もそれぞれの行政区において基本計画を策定して実施しなくてはならない。国および地方自治体の各レベルにおける男女共同参画に関する会議に、マイノリティ女性の声や意見が反映されるような仕組みづくりが必要である。
- iv) 2024 年施行の困難女性支援法のもと、部落女性、アイヌ女性、在日コリアン女性が直面している困難や問題とこの法律の関係についての議論はない。政府は、困難の原因への取り組みも含め、その策定、見直し、実施の過程に当該女性を関与させるべきである。